

2014.06.18 上越市議会一般質問

30 番 石平春彦

私は、先に通告致しました、「人権文化の息づくまちづくり」と題して、市長に質問を致します。

ここで言う「人権文化が息づく」とは、人権尊重の理念や思想が地域社会において生活文化として定着している状態のことを指し、そのような地域社会に向けて、みんなで日々努力していくまちづくりをイメージしております。

そして、その推進役を担わなければならないリーダーとしての行政や議会の姿勢と責任は、特段に重要であると考えております。

さて、当市の自治基本条例では、自治の基本理念の一つとして「人権の尊重」を謳っておりますし、また、平成9年に、いわゆる「人権条例」を制定し、その規定に基づいて人権総合計画を3次にわたり策定し、着実に推進されてきたものと理解をしております。

そこで、今回の質問は、人権問題の中でも身分的差別である被差別部落に対する差別問題、いわゆる同和問題に限定しながら、先に述べた視点から4点に渡って質問をさせていただきます。

私が今回、改めてこの問題を取り上げようと思った直接のきっかけは、高田開府400年祭事業であります。

その事業の中心的役割を担い、上越市が多額の交付金を支出しながら事務局も担っている「高田開府400年祭実行委員会」が、このたび「高田開府400年記念誌」と「総合博物館企画展・解説ガイドブック」を発行致しましたが、その編集姿勢に大きな疑問を感じたからであります。

これまでの上越市史編さんの取組においては、過去の2回にわたる高田市史編さん時の差別的な記述や対応の反省に立って、民衆の生活の視座から差別に関する史実や人権問題を重視した記述が心掛けられたものですが、今回の発行物では、そういった姿勢が全く見られません。

具体的に申し上げますと、歴史的な部落差別問題に対する何らの批判的・啓発的な解説が全く為されないままに被差別部落の旧町名を表示した古地図が何点も掲載されているのであります。

<ここで、記念誌等を掲げ、説明する>

ここで記念誌とガイドブックを掲げたいと思いますけれども、これが3月に発行されました記念誌であります。この記念誌の中には、いろいろとビジュアル的に編集されているわけでもありますけれども、今、指摘を致しました「第2章 城下町高田」というところで4点の高田城下町という絵図が掲げられております。

こういうですね、（市長はお分かりになっていると思いますので、）こういう形で4点、古地図が掲載されているわけであります。

で、それから、総合博物館の「企画展・解説ガイドブック 花の高田一城下町の歴史と文化―」というものにつきましてもですね、同じように高田城下町の絵図ということで、こういうものが掲載されているわけであります。

このように総じて、江戸時代の制度的身分差別や明治維新後の社会的身分差別という400年間の負の歴史、影の部分に対し、全く知らぬふりをしながら、時の為政者や統治機構の「光」の部分を中心に打ち出して、それを故郷の誇りとして発信するという一面的で安易な観光的思考に陥っているのではないかと疑わざるを得ません。

さらに申し上げれば、被差別部落の旧町名は被差別部落の蔑称―差別語でありますが一として長い間使われてきたものであります。

その点から言えば、一つ間違えば、過去に何度も問題となった「部落地名総鑑」のような人権侵害のおそれのある性質のものと言わなければなりません。

これでは、「高田開府400年」という貴重な節目が、かえって、これまで積み重ねてきた先人の地道な努力を水疱に帰してしまうような状況を招いてしまうのではないかと、という深い危惧の念を抱かざるを得ません。

本来、このような100年に一度という世紀の大事業であればあるほど、総合的な深い洞察と真摯な歴史認識に立って、歴史の負の教訓を将来に活かしていくことに力を尽くすことこそ、上越市の健やかな将来を真に願う姿勢ではないのかと思います。

以上のような思いに立って、一点目の質問をおこないます。

高田開府400年を振り返って、人権・同和に関する歴史認識をどのように考えておられるか、明らかにしていただきたいと思います。

また、高田開府400年祭事業において、人権・同和問題をどのように位置付けておられるのか。併せて、将来にむけて、歴史の負の教訓をどのように活かしていこうとしておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に2点目として、新潟県が今年の1月～2月にかけて行った「人権に関する県民アンケート」の結果に関して質問いたします。

<ここで、調査結果報告書を掲げる>

これが調査結果報告書であります。大項目で14項目の質問がありまして、このアンケートの結果によりますと、差別や人権侵害につながる恐れのある「身元調査」を容認する人が、65.4%に及んでいることが明らかとなりました。

極めてショッキングな値であります。

また、「人権や差別の問題に関心があるか」、については、平成19年度の前回調査に比べて

10 ポイント近く減っております。

さらに、「同和地区（被差別部落）の存在や同和問題」についての設問では、前回より、解決に取り組む姿勢が 20 ポイント減、減っております。逆に傍観者的姿勢が 11.7 ポイント増、増えているということでもあります。

これは、由々しき事態であると思っております。

市長は、この事態をどのように受け止めておられるか、また、上越市としてどのように対応されるお考えか、明らかにしていただきたいと思っております。

3 点目は、2 点目とも関連致しますが、昨年 9 月の一般質問でも取り上げました、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」に関してであります。

差別的な意識に基づく「身元調査」を主な目的とした戸籍や住民票の写しの不正取得を防止・抑止するには、現状では、「本人通知制度」が最も効果的であることから、この制度を導入する自治体が全国的に増えておりますが、本年 4 月 1 日現在、事前登録型、被害告知型、合わせて 395 の市町村が導入しております。

当市では、昨年 8 月 1 日、県内でいち早く導入し、先導的な役割を果たしておりますが、しかし制度が導入されても、肝心の事前登録数が少なければ、その抑止効果は十分にあがらないのであります。

そこで、制度導入から 1 年近くが経過した今、どのような状況になっているか、直近の事前登録状況と制度推進の取組状況について、明らかにしていただきたいと思っております。

また、前回求めた被害告知における「依頼人情報の開示」と「被害告知の制度化」についての検討はどうなったのかも併せてお聞かせください。

最後に 4 点目として、ユネスコ世界記憶遺産への「全国水平社創立宣言」の登録についてであります。

ユネスコ「世界記憶遺産」の事業は、世界の人々の記憶に留め置くべき重要なドキュメント遺産の保護と振興を目的に 1992 年から実施されており、これまでに「フランス人権宣言」「ベートーベン交響曲第 9 番直筆楽譜」「アンネの日記」など 301 件が登録されております。

このうち日本からは、「山本作兵衛炭鉱記録画・記録文書」「御堂関白記」「慶長遣欧使節関係資料」の 3 件が登録されております。

それでは今回、登録をめざすべく運動が展開されている「全国水平社創立宣言」、（正確には「宣言を含む関係資料 15 点」であります）、これは 1922 年、大正 11 年の 3 月 3 日に京都市の岡崎公会堂で開催された「全国水平社創立大会」で採択された宣言であります。

<ここで「宣言」を掲げる>

ここで、創立大会の宣言の複製でありますけれども、持ってきておりますので、ちょっと

披露させていただきます。これは、レプリカ、複製であります。15年前に、保存されております奈良県御所市の水平社博物館、当時は水平社歴史館と言っておりましたが、そこへ視察に行った折に買い求めた複製でございます。

この宣言は、1871年、明治4年に発布された太政官布告、いわゆる「身分解放令」以来の半世紀にわたる被差別部落に関わる同情的な融和運動を批判して、被差別部落民自らが誇りを持って自主的・集団的解放運動に立ち上がることを高らかに宣言し、全国の被差別部落民に向かって団結を訴えたものであります。

言いかえれば、約一世紀の間、国内外を超えてさまざまな人権活動に主導的役割を果たしてきた部落解放運動の原点＝出発点となった歴史的宣言であり、「日本初の人権宣言」、「被差別者による世界初の人権宣言」とも評され、国内はもとより国際的にも高く評価をされてきたものであります。

ここでその宣言文の後段の一節を紹介させていただきます。

「吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱め、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、どんなに冷たいか、人間をいたわる事が何であるかをよく知っている吾々は、心から人生の熱と光を願求礼賛するものである。

水平社はかくして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。」

また、同時に採択された綱領の一項にこう謳っております。

「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」。

現在は、当然のように意識されている人類普遍の原理である基本的人権の尊重という崇高な思想が、一世紀前の時点で、このように芸術的な筆致で謳われていることに驚きと感動を禁じ得ません。

このように全国水平社創立宣言は、日本における大変貴重な歴史資産であり、世界記憶遺産として登録されることは、大変意義あることと思えます。

ただ、残念ながら、先日12日に開催された日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会の審査の結果、ユネスコ国際諮問委員会の審査に上げる国内2件、これは1回につき2件なんですありますが、その選定に漏れてしまいました。

しかし、その審議結果によれば、水平社宣言も「非常に重要な文書であり、計画的に保存し、多くの人々に公開していくことが望まれるものであると認められた」と高く評価しており、その上で申請上の不備が指摘されたものであります。

この不備というのは、関係書類の保存をしている一つであります、私もちょっと関係しておりますけれども、法政大学の大原社会問題研究所、ここでも実はその資料を保存しているわけございまして、その部分が参考資料という形でしか提出されなかったというのが、実はその点でございます。その不備が指摘をされたものであります。

これに対し、申請者の公益財団法人奈良人権文化財団では、次回 2 年後の申請と国内選定の実現にむけて課題を解決しながら、さらに強力な運動を展開したいとし、引き続きの支援と協力を広く呼び掛けております。

同財団によれば、今回は短期間の取組にもかかわらず、全国組織をはじめ 210 団体の賛同が得られたとし、その中には、資料が保管されている地域の奈良県と京都府をはじめ同府県内の多くの自治体が賛同者に名を連ねているとのことでもあります。

上越市も、人権都市宣言を行うとともに、人権条例の制定や人権総合計画を策定し、県下の先導的役割を担っている立場から、市長としてこの取組に積極的に賛同し、登録実現にむけて協力していくお考えはないか、お尋ねをするものであります。

以上、よろしくお願い致します。

村山市長・答弁（答弁書朗読）

石平議員の一般質問にお答えさせていただきます。最初に人権文化の息づくまちづくりに関し、高田開府 400 年を振り返って、歴史認識等についてのお尋ねにお答えいたします。

同和問題は、日本の封建社会において歴史的・社会的に形成されてきたいわれのない差別問題であり、身分制度の無くなった現在においても、未だ結婚問題や就職問題などで解消されずに残っている重大な人権問題であるとの認識を持っております。

県内における同和行政の発祥の地と称される当市におきましては、人権・同和問題に対する歴史認識を踏まえ、人権都市宣言に謳われた、お互いに相手の立場に立ち、思いやりにあふれたまちが実現する施策を推進していくために、人権総合計画に基づき、日常の課題として継続的に市民の皆さんや職員に対し啓発事業を推進してきているところでございます。

一方、開府 400 年祭は、「祝う・学ぶ・伝える」をコンセプトに、当時の越後一国と北信 4 郡を治める中心として高田に城が築かれ、町が誕生したという史実を改めて市民とともに顧みながら、記念事業を通じて市民一人ひとりが郷土への愛着と誇りを再認識するとともに、全国に上越市の魅力を発信し、賑わいと交流人口の拡大を図る趣旨で行う各種事業でございます。

当市における人権・同和問題に対する取組においても、今後も継続して地道に実施し、差別を許さない意識を市民の皆さんの中に浸透させていくための事業を推進していく考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に「人権に関する県民アンケート」についてのご質問にお答えいたします。

本年 1 月から 2 月にかけて、県が実施致しました人間に関する意識調査において身元調査についてどのように考えるかを今回新たな項目を設けて尋ねたところ「差別につながる恐れ

があるのですべきではない」との回答が 19.8%であった一方、「調査することは当然のこと」が 10.1%、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がない」が 55.3%となり、合わせて 65.4%の方が身元調査を容認している状況が明らかになりました。

結婚や就職などにおいては、大切なのは本人の個性、人柄、能力であり、決して出自や家柄ではないと思っています。身元調査は人権侵害の恐れがあるものとして取組んできた行政の長の一人として、このような調査結果に接して、極めて残念であります。

今回アンケートを行った県では、身元調査の自粛を呼びかける広報や講演会の開催を強化するとしておりますが、当上越市といたしましても、ハローワークと連携して実施しております企業に対する公正な採用選考に向けた毎年 8 月に実施しております研修会については、改めて取組の徹底を促すこととしており、また身元調査につながる戸籍等の不正な取得を抑制するため昨年 8 月に導入いたしました「本人通知制度」の一層の周知啓発も図りながら、市民一人ひとりが人権意識について正しい理解と、そして差別を持たない意識が持てるよう、引き続き取組んでまいりたいと考えております。

次に、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」についてのご質問にお答えいたします。

ご案内の通り、本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などが不正に請求され取得されることを抑止し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的に、事前に登録した方に対し、その方の住民票等を第三者へ交付した場合に、その事実をご本人に通知する制度であり、当市においては昨年 8 月から制度化いたしました。本年 5 月末現在、255 人の方が登録されており、これまでに延べ 37 人の方へ通知をいたしましたところであります。

本制度の周知につきましては、市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配布、市内企業の人事担当者を対象にした研修会における周知などを引き続き行うとともに、窓口専用封筒や各種証明書の台紙に制度の案内を刷り込むなど、多くの方にこの制度を認知いただけるよう、これからも努めてまいります。

また、住民票等を請求した方もされた方も、ともに個人情報保護の対象でありますことから、不正請求が確認できない場合においては、第三者交付の依頼人の個人情報を一律に開示することことはできないものと考えております。

その一方で、住民票等を不正に請求された場合の被害者に対する告知につきましては、不正請求を受けた方の個人情報の保護が優先されなければならないと考えることから、これまでも、当市は「プライム事件」などで被害者に告知してきたところであり、このことは、本人通知の事前登録の有無に関わらず、当然の措置として行っているところでございます。

このように被害者告知は、市ホームページに明確にお示ししているように、現に制度化し、当市の実務において実施しているところでございます。

次に「全国水平社創立宣言」のユネスコ世界記憶遺産への登録をめざす運動についてのご質問にお答えいたします。

ユネスコ世界記憶遺産は、歴史的に貴重な史料を登録・保護し後世に伝えることを目的として、フランスの人権宣言を始め、世界各国で約 300 件が登録されており、国内では伊達正宗が支倉常長をはじめとする慶長遣欧使節団をヨーロッパ諸国へ派遣した関係資料など 3 件が登録されてございます。

「全国水平社創立宣言」は、日本初の人権宣言であるとともに、いわれなき差別に苦しめられた方々が自ら立ち上がり発した世界初の人権宣言とも言われています。人間の尊厳と平等を謳いあげた宣言が世界記憶遺産に登録されることは、今後の我が国における人権意識の向上につながる非常に意義深いものと考えております。

しかしながら、今月 12 日に開催された日本ユネスコ記憶遺産への申請は見送られました。そのことについては、極めて残念でございます。今後、登録を目指している関係者の活動を見守りながら、人権啓発活動を推進していく中で、市民に対して本宣言の内容とその意義を伝え、差別をなくし明るい上越市を築く一助にしていきたいと思いますと考えております。

石平議員・質問

それでは再質問させていただきます。

高田開府 400 年祭の関係でありますけれども、歴史認識についての簡潔なお話がありました。私も最初の質問で申し上げましたように、上越市におきましては、40 年、40 数年の取組があつて、そして、高田市史の編さんの反省とか、それから上越市史の編さんの過程の中で、そういうものが一つひとつ積み重ねられてきたはずなんです。

で、市長もそのように意義を十分に、同和対策をすることの重要性というものを十分に認識をされているとしたら、なぜこういう形になるのかというのが、私は非常に疑問なんです。つまり、記念誌がああいう編さんをされているということは非常に疑問だと。その部分については、どのように認識をされておりますか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えいたします。今回の記念誌等に被差別部落の旧町名が出て行ってしまったということについては、特段の意図があつたわけではございませんけれども、地図上に旧町名のみを記載して結果的に説明を加えなかったことは、配慮に欠けていることから、反省をしなければならぬというふうに思っております。

また、今、ご指摘がありましたように、高田市史の問題がおきまして、人権意識を持ちな

がら上越市史の編さんを行ってきた経緯がございます。しかしながら、今回の件によりまして、職員、市民も含めて意識の薄れがあったのは、やっぱり認めざるを得ないのではないかな、というふうに思っております。

今後、やっぱりさらに人権意識を高めて、市民並びに職員に対して積極的に意識啓発をしなければならないというふうに思っております。

石平議員・質問

今、ご答弁をいただきましたけれども、一面わからないわけではないですけど、私はやっぱり今のお話を聞いてですね、非常に不十分だと思うんですよ。差別の現実というものをどのように深刻に受け止めているのか、受け止めてきたのか。何か物事をやるときに、どうしようという考えで進めるのか、ですね。そして、物事が不幸にして起こってしまったときに、それにどう対応するのかというその姿勢がね、その一連の姿勢が、私は今の答弁を聞いてもですね、非常に不十分というか、根本的に少し考え方を改め直していただかなければならないんじゃないでしょうか。

市長、今の話を聞いて、どう思われましたですか。

村山市長・答弁

まさに、差別を意識するかしないか、ということに関わるというふうに思っています。そしてまた、上越地域においては、そのことに一生懸命取り組んできた経過があるということからすると、一つの物事を起こすときに、そのことに心を配らない、ということについての反省はするべきだというふうに思っています。そういう面からすれば、差別に会い、そして苦しんでこられた皆さんの気持ちが、行政の対応にも大きく関わっていることですので、このことについては市民が、特にこの上越においては、市民の皆さんも、われわれ行政も、そのことをきちっととどめながら、人権侵害の無いもの、まさにその取り組みに、心を砕いていく、意を用いていく、そのことは普段の気持ちの中に取り込むべきだろうというふうに強く感じているところでございます。

石平議員・質問

市長の深い反省の弁だというふうに感じましたので、ぜひ反省点に立っていただいて、実際にこれ、不特定多数の人に販売されている現状にあるわけですね。ですから、それをどうするのかね、そういうことも含めて、しっかりとですね、迅速な対応をしていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

で、私、一言申し上げておきますけれども、要するに、隠せばいいということでは言っているわけではないんですよ。これは、30数年の市史の取組の中で、深い反省の上に立って、行

政もそうですし、市民的な反省の中に立って築き上げてきたことは、正しく差別の歴史を明らかにして、そういうことはあってはならないんだということをですね、みんなで確認し合っていくような、そういう取組の一環として、こういうものは積極的に、ま、積極的というのは、つまり、市史の編さんとかですね、そういう意味ですけど、歴史を教訓化していくという意味においては積極的に取組んでいかなければならないということで、やってきたはずなんです。だからそれが、配慮が足りなかったとか、思いつかなかったなどというレベルの話ではない、というふうに、やっぱり、しっかりとですね、肝に銘じてほしいと思うんです。

特に現場でやっておられる職員や、この編さんをされた編集委員の皆さんもそうですよ、今までの努力をですね、本当に水の泡にするようなことを、やってもらっては困るんです。本当に、そういう意味では真剣なですね、深い反省に立って、この行為を受け止めて、そして、どう対応するのかということですね、早急にですね、真剣に考えていただきたいと思うんですが、その辺についてもう一度お願いしたいと思います。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えします。今の議員さんのご指摘にありますように、今、市内に広く出回っているということもございますので、早急にどういう形での対応をするかということですね、関係者のご協力をいただきながら検討したいと思っておりますし、すでに見られている方もいらっしゃるわけでございますから、広報誌がいいかどうかは別といたしましても、すでにお手に持って見られている方のこともございますので、・・・に啓発を重ねていきたいなと思っております。

また、職員の意識啓発につきましてもですね、やはり危機意識が無いという部分も確かにありますので、それについては、職員の研修を重点的にやっていかなきゃならないというふうに思っています。一般的な意識啓発というのは、ある部分為されているのかもわかりませんが、やはり個別の問題を当ててですね、いろいろ総合力を高めてですね、危機意識を高めるという研修も、ぜひとも必要だと思いますので、こういうような今回のような古地図のような資料、これまでの市史の取組、並びに、たとえば明治以降の差別の歴史というものも含めてですね、その辺を取組みながら、ぜひ今後こういうことのないように取組んで参りたいと思っております。

また、職員につきましては、特に管理職あたりを中心に、こういうことのないように今後も研修に取組んで参りたいと思っております。以上でございます。

石平議員・質問

ぜひ差別をされている人の思いに寄り添いですね、そして、それを踏まえながら、なおか

つ差別解消にむけて、どうしたらいいのかということの総合的な観点から、その方向での推進をしっかりとやっていくと。そのために、現在、こういう形で提起された問題について、早急に改善方、解決の方法を決定していただいて、そして進んでいただきたいというふうに思いますが、もう 1 点は、そのことと同時に、じゃあ今回の 400 年祭でどうするんだと。ここはですね、もう少し明確に方向性を出して進んでいただかないと、これはこういうふうにしましたよというだけの話ではないわけでありますので、この本当のチャンスはどう生かしていくのかということ、やっぱりしっかりと打ち立てていただきたいというふうに思います。そういう意味で、その点についてどういうふうにされるか、お聞かせいただきたいと思います。

村山市長・答弁

誰もが差別はあってはならない、これは頭の中では分かっていることであります。しかし具体のことになると、それに気付かなかった、失念してしまった、そういうことが往々にして起きる。しかし、それは分かっていることではないということになるんだろうというふうに思います。

ですから議会で、まさに、明るくする条例、人権条例を制定したこの議会の場においても、そのことがきちっと問われたわけであります。そういうことから考えますと、今回ご提案いただいた、またご指摘いただいた内容を真摯に受け止めながら、この冊子をどう検討するか、そのことを含めてですね、この作業、そしてまたその作業が市民に伝わること、そのことを通してもう 1 回学び直すという機会にできればな一というふうに思っているところでございます。

私自身、30 年前、神林の事件があり、その事件にちょうど仕事として関わったときに、初めて自分のこととしてそのことを思ったことが今につながっています。そういうふうにして自らがきちっとそのことに向き合わない限りは、けっして頭の中で考えていても、その思いに至らない部分があるんだろうというふうに思っています。

ですから、そのことをまたこの機会を大事な機会ととらえながら、差別をなくする、人類普遍のその大事な部分を一人ひとりの心の中にしっかりと落とし込みながら、取組を進めていく、活動を施策を展開していく、そんなふうな思いでいるところでおりますので、今回のご指摘の機会を新しい学びのステージに、スタートにしたいというふうに考えているところであります。

石平議員・質問

ぜひそういう真摯な姿勢に立ってやっていただきたいなと思っておりますが、やはりですね、400 年祭事業は非常にたくさんありますよね。で、それを、全てどうということにはならな

と思いますので、少なくとも、こういうことを契機にして、一つ 400 年祭の中にしっかりと位置付けていただくような方向性はですね、ま、横串を入れるかどうか、その辺のこともあろうかと思いますが、あるいは、特別なイベントというようなものになるのか、ちょっとその辺の事業的な、事業計画的なものは、ここで具体的話を致しませんけれども、ぜひその辺はしっかりと、つまり今回のことについて、これはどうするという事とは別にしてですね、ま、別というのかな、関連はありますけど、400 年祭事業の中でどうするのかということは、明確に位置付けてもらいたいと、もらうべきだと思うんですけども、そこをもう一度お願いします。

村山市長・答弁

400 年祭事業は、この 7 月をメインとしながら前後の年度にも取組をすることになっておりますので、今ほど 400 年祭というものを顧みる時に、上越のおこし方をどんなふうにして市民が共有するか、享受するか、そのことにも関わる部分だと思っておりますので、関係する皆さんときちんと検討しながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。

石平議員・質問

それでは次に行きます。2 番目の（人権に関する）県民アンケート（結果）の関係であります。極めて残念であるというふうに市長も申されました。ぜひですね、これはやはり、市民意識を変えていくための取組というものを、より一層強力に進めていただきたいなど、このように思っているわけでありまして、私は、この場では、市のことよりもですね、県がですね、ま、県民アンケートでもありますし、県がですね、この問題に対してどういうしっかりした取組みをするかというのは、非常に重要なことだと思うんです。そういう意味において、市としてですね、県内の同和対策、人権対策をですね、主導的に取組んできた市としてですね、やはり県に対してものを申していくということは、非常に重要なことだと思うんですけども、この観点から何かお考えはありませんか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えいたします。市長から答弁ございましたけれども、やはり今回のアンケート結果について、私どもやはり非常にショックとっておりますし、県の方にも働きかけて参りたいと思います。一つの方法といたしましては、私ども県内最初に第三者の関係の住民票等を取られた場合に、そういう制度を立ち上げたということもございまして、その辺のことを他の市町村に呼びかけていくということ、そういうこともございまして。

それから私どもハローワークといっしょに企業向けの研修会というものを併せてやっておりますので、そのことについても、他の市町村がどうかということも、併せて働きかけて参

りたいというふうに思っております。

また、県の方でも講演会というふうな形での取組も進めたいというふうな話も聞いておりますので、併せて県とともに、また他の市町村とともに、この辺についての啓発をしっかりと参りたいと思っております。

石平議員・質問

行政はやはり言葉ではなくて実行体制だと思います。もちろん理念とか思想も重要なんでありますけれど、それを推進していく体制がどうかということ考えた時に、たまたまでしょうけど、県は今回、人権啓発室を恩給室兼務にしたということで、運動団体からも抗議をされておりますけども、やっぱり体制をしっかりと持って行くということでない、言った言葉が実効性の無いものになってしまう、そういう意味でぜひ県の推進体制をしっかりとしてくれと、こういうことも要望として強力にしていく必要があるのではないかとこのように思いますが、それはいかがでしょうか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えします。県は県なりの考えがあることだと思います。そのことについてはあると思いますが、いずれにしても、このようなアンケートの結果が出たということは、一つの参考になると思いますので、今の情勢等々を含めまして、こういう情勢があるよ、ということは県の方に伝えて参りたいと思っております。

石平議員・質問

ちょっと意味が分かりません。こういう情勢があるよ、というのはどういうことですか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えします。今回の県民アンケートの結果ですね、先程申しましたように、ご質問の趣旨にありましたようにですね、身元調査を容認する数値が高くなってしまっている、その他に同和問題に対する意識の低下ということも如実に現れておりますので、そもそも私どもが取組んできたことそのものを否定するような状況もあるわけがございますので、そのことをよく県の方でご認識いただいた上で県の方でご判断いただきたいということで、情報交換をさせていただきたいなと思っております。

村山市長・答弁

県が今回初めて取組んだ調査の中で、こういう衝撃的な、私にとって非常に、極めて残念な結果が出たことを考えますと、私ども上越市は、そういう面では前の方へ走っている自治

体かもしれませんが、関係する自治体、まだ県内にたくさんございます、その団体等とまた連携を取りながら、この結果に対する人権の啓発を県のレベル、そしてまた基礎自治体であるわれわれのレベルでどんな形ができるか、その機会を作るべく働きかけを私の方からして参りたいと考えております。

石平議員・質問

ですから、その働きかけの中にですね、やはりしっかりと実効性のあがるような、そういう推進体制をですね、県としての推進体制をやってほしいと、こういうことを要望してほしいという意味なんですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

村山市長・答弁

私直接のこともあると思いますが、研修会等もこれから計画されておりますので、その中でも職員を通じてきちっとそのことを伝えるということでもあります。そのことの中で県の取るべき形、リーダーシップをしっかりと取ってほしいというものも含めて、折に触れてきちっと近いうちにそのことを伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

石平議員・質問

それでは3番目（住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について）に行きますけれども、昨年の9月段階と倍ぐらいの事前登録があるということで、一定の前進であるなと思っております。ただ、もっとですね、やりようがあるだろうと、こういうふうに思うんですね。で、広報のやりかたですけれども、もう少しですね、上越市の場合は非常に事務的、事務的なものになっていますね。ですから、この必要性をですね、やはり積極的に訴えていただいて、登録してくださいというぐらいな、チラシとか、ホームページとか、広報とかですね、できないものかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えします。啓発の仕方ということでございますけれども、ま、広報の仕方ということでございますが、確かにホームページとかそういうものをやっていますが、なかなかそれだけでは難しいのかなというふうな部分がございます。やはりこの制度の意義そのものを踏まえて、人権の大切さということも踏まえて周知を図らないと、なかなかその実際の登録者は増えてこないのかなと思っておりますので、そういう意味で単に広報とか、これも定期的に行いたいと思いますけれども、それだけでなくでですね、こちらの方から何らかのセミナーみたいなものを含めながらですね、併せてこの制度についての周知を図りたいなと思っております。また、他のセミナーにつきましても、たとえば併せて資料の中で、こういう制度が

ありますよという合わせた形での広報というものもあると思っていますので、いずれにしても単に載っただけでは伝わらない部分がございますので、それは中身が伝わるような形で周知を図って参りたいというふうに思っております。

石平議員・質問

ちょっとね一、違和感あるんですよね。載っただけでは、って言うけど、載けることも必要なんですし、それからどういう載っけ方をすることも必要なんですよ。その2つの部分について、こっちに置いておいて、載っただけではという話にならないんですよ。だから、前回の一番最初に導入したときに広報に載せましたね。それ以後どうなんですか、それが1点。それから、なんでああいう事務的な言葉しか使えないんですか。

たとえばですね、これは善通寺市で出しているものがあるんですけども、「本人通知制度をご利用ください」という形の中で、「この制度はなぜ必要なの」ということを相当積極的に書いてます。そして、最後にですね、「本人通知制度は不正請求を抑止する効果が期待できるため、ぜひ市民の皆さまも本人通知制度に登録ください。」と、こうやって締めくくっているんですよ。

上越市は全然違うでしょ。私みたいに分かっている人間でも、読んでも何を言いたいのか、まー、やりたい人はやってください、だけどなにをやればいいのか、みたいなね、なんでやらなきゃいけないんだ、みたいなね、そんな感じにも聞こえてくるような広報です。その辺もう少し分かるように答弁してください。

笹川自治・市民環境部長・答弁

本人通知制度の周知についてのご質問かと思えます。まず、広報の関係でございますけれども、昨年、制度発足の時に当然のことながら周知させていただきました。それ以降につきましては、広報についてはございません。そんなこともございますので、7月15日号で広報することになっております。また、今後も定期的に行いたいというふうに思っております。

それから広報の仕方につきましても、やり方があるだろうということでございます。確かに市民に呼びかけるというスタンスは大切でございますので、どういうふうに市民に理解していただくのか、登録していただくのか、これはやっぱり良く考えなければならないと思っておりますので、ご意見を賜りましたので、今後も含めて検討して参りたいというふうに思っております。

石平議員・質問

結び付けたくはないんですけども、上越市は概してそうなんですけど、物事に対する熱が無いというか、熱が無いことによって伝わらないということがあるんですよ。そのことを

ぜひ考えていただいて、これは一つの例ですけれども、しっかりと対応していただきたいのと、このように思っております。

それから、告知制度についての部分なんですけれども、当然制度になっているんだよ、と言われましたけれども、私は分からないんで、正式名称は何ですか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

ご質問にお答えいたします。個人情報（条例）が制定されたということですので、住民票の写しが不正に取得されたことが明らかになった場合ということでございますけれども、住民票の写し等の第三者に交付に係る本人通知制度ということで、ホームページで掲載させていただいております。その中の1項目の中でですね、「住民票の写し等が不正に取得されたことが明らかになった場合は」というところの項目を挙げさせていただいております。この中でですね、「本人への通知（注：正確には「告知」）を行います。」ということですので、「住民票の写し等を取得した第三者が不正取得者であることが明らかになった場合」、それから「国または県の通知等により不正請求を行った事実が明らかになった場合」、ということでですね、ホームページの中でですね、そういう場合はご本人さんに通知をさせていただきますということでの掲示をさせていただいております。

石平議員・質問

これを制度だというのは、認識の差ですかね。これで制度だとは言えないと思います。で、たとえばですね、大阪市の例を言いますと、「被害告知の事務取扱い要領」というものを作っていて、（ちょっと時間が無くなってしまいましたけれど）、書式も含めて8ページのものを作っています。こういうことを言っているんです。きちんと被害告知のものは被害告知として位置付けて、そしてやっていただくような形にすべきだというのが私の前回からの提案、要望です。そういうことは、どうお考えになりますか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

市によっていろいろやり方があるのかと思いますけれども、私どもは、すでにそういう被害を受けた方についてですね、何らかの形でご本人にご連絡をさせていただくということは、当たり前のお話ではないかなと思っております。その上でホームページに、こういうことについてはご本人の方に通知させていただきますよ、という形で明確な形で示させていただいております。その形で制度化はしていると考えておりますので、他市のやり方については、今後また参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、少なくともご本人の、本制度の仕組みの趣旨も含めながら不正取得を抑制するという効果を高めて参りたいというふうに考えております。

石平議員・質問

ぜひ明確な制度にさせていただきたいなと思っておりますので、検討をお願いします。いかがですか。

笹川自治・市民環境部長・答弁

お答えします。他市の制度につきましては参考にさせていただきたいと思っておりますが、ただ私どもは、これは一つの制度だというふうに思っております。「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」ということの一連の中の動きの一つの仕組みだというふうに考えておりますので、新たな形での制度発足は必要ないというふうに考えておりますが、ただ、それが十分であるかということについては、今後も検討させていただきたいなと思っております。

石平議員・質問

十分ではありません。ぜひですね、関わっている立場から言わせてもらえば、これは十分ではありませんので、ぜひ検討してください。

それから、時間もありませんので最後に行きますが、（全国水平社創立宣言のユネスコ世界記憶遺産への登録実現にむけた賛同・協力について）積極的な姿勢を市長から示していただきました。ぜひそういう方向でやっていただきたいと思いますが、いずれにしても、これから仕切り直しで申請者の方から呼びかけがあると思います。ぜひ、その呼びかけに賛同いただいて協力していただくような方向性をですね、対申請者との関係とか対ユネスコとの関係で、そういう取組と言いますか、対応をしていただくことについて最後にお聞きをしたいと思っております。

村山市長・答弁

何十年も前に読んだこの宣言文がユネスコの記憶遺産にのぼるというのは、そこまでは最近承知していませんでした。12日の日にその（注：ユネスコ国際諮問委員会への日本としての「宣言」の）申請があるかないかというジャッジがくだるというのも、今回の質問の中で初めて分かったわけですが、いずれにしても、この宣言文書については、私自身も何回か読んだ記憶が昔ございますので、そんなことを考えると、そういうことの時代なんだなと思っております。関係団体からそういうものがあつた段階では、きちっとこの上越市の歴史ある部落解放運動、同和運動、そしてまた人権、差別に対するあくなき市民こぞつての解放にむけての取組み、そんなことを考えますと、記憶遺産としてのこるべき内容であるというふうに私も思っているところがございますので、そんな呼びかけがあれば、私自身の気持ちの中

で改めてもう一度向き合いながら、それに対する対応を取っていきたいというふうに思っているところでもあります。

（おわり）